

本見積に基づく契約（以下「本契約」といいます。）は、契約時の設計図書、質疑応答書、見積条件書その他の本契約の付属資料（以下「設計図書等」といいます。）、並びに事前に提示された工事工程に従った工事であることが前提となります。

この点に十分留意の上、以下の事項を遵守してください。

- 1 注文者（元請）は、本契約後速やかに、工事工程と下請各社との調整に基づき、施工図・製作図及び材料等の承認・決定の期限を一覧にまとめた「もの決め工程表」（鉄骨に関わる他工種を含む工程表）を作成してください。
鉄骨製作図の作成・チェック・承認、及び鉄骨製作上の指示等は「もの決め工程表」を遵守して行い、注文者は、製作図のチェック・承認、特に、設計者・監理者からの追加・変更の指示が期限に遅れないよう管理してください。

- 2 当社は、設計図書等（確認済証交付図書と同一内容のもの）を基に鉄骨製作図を作図します。本見積時に不足、不明確な事項の追加、並びに見積図及び設計図書等からの設計変更等がある場合は、遅くとも当社の作図の開始時までに、明確に指示してください。
鉄骨製作図のチェック・承認、指示・質疑等の連絡は、必ず書面（ファックス、メールによるものを含む）にて行ってください。

- 3 部材数量の増減にかかわらず、設計図書等からの内容変更は、工事の変更に該当し、契約約款に基づく請負代金額の増額及び必要な工期延長の対象となります。

- 4 鉄骨製作図及び鉄骨製作の手戻り・遅延、追加については、当社の帰責事由によるものを除き、費用追加及び必要な範囲での製作期間の延長（建方日の繰り下げ）になります。また、製作工程に後れたご指示は、製作上の対応をお断りし、現場にて対応していただく場合があります。

当社の帰責事由によらない「鉄骨製作図及び鉄骨製作の手戻り・遅延、追加」の具体例

- ①鉄骨製作図のチェック・承認において「もの決め工程表」の期限が守られない場合
- ②設計図書等の不備・不足、関連施工図の遅れ、指示数量等の詳細不明等の理由で、作図が開始できず、又は中断した場合
- ③材料発注後に「もの決め工程」に遅れて工場製作期間がずれ込み、材料の保管や費用の立替が発生した場合や、実質的な工場製作期間を短縮せざるを得なくなった場合
- ④設計図書等に記載のない施工（納まり・補強等）が指示された場合や、設計図書等の詳細不明の部分で標準施工を超える過剰な施工が指示された場合
- ⑤「もの決め工程表」の期限後、又は材料発注の合意後、材料が（確認申請での指摘その他の事由によって）変更された場合
- ⑥作図開始後、又は工場製作が開始後に設計変更がなされ、製作図の書き直しや製作のやり直しが生じた場合
- ⑦事前に設計変更が予告されていたが、「もの決め工程」に後れた変更で、建方の時期に対して製作図及び工場製作の期間が明らかに不足している場合
- ⑧同様の場合で、建方日までを最短とするために暫定的な情報にて製作図の作成又は工場製作を指示された場合
- ⑨鉄骨製作図の承認後に、指示・チェックが誤っていたとして、従前と異なる指示がなされた場合
- ⑩工場製作の着手後に、部材等の追加指示がなされた場合
- ⑪追加指示に基づき追加の製作図を作図した後に、その部分の製作が中止になった場合

- 5 IFCデータ（3次元データ）の提供を希望される場合は、契約前に連絡してください（有償対応）。

- 6 「もの決め工程」に大きな変更が生じた場合、他物件の製作やストックスペースの重複により、製作・加工能力及びストック能力が著しく低下し、注文者の要望に沿えない場合があることを予めご了承ください。

- 7 標準的な製作図作成費は、見積内訳書において、
 本体鉄骨の製作図作成費は、費目を明示して計上しています。
 付帯鉄骨の製作図作成費は、材工の単価に含みます。
 以下の特記によります。
〔特記：

〕

- 8 特記事項

・
・